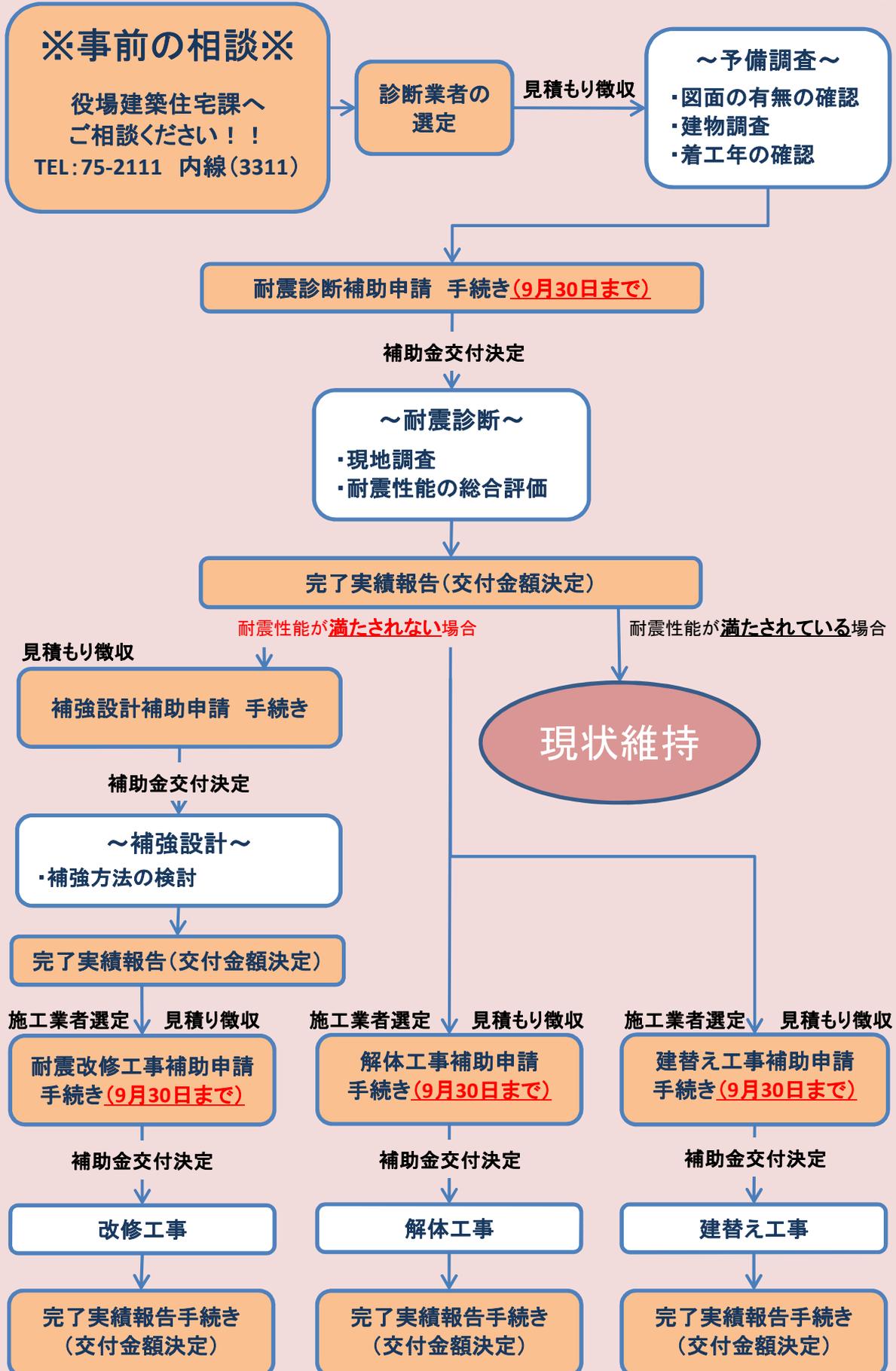


～別海町耐震改修等補助事業 手続きの流れ～

令和3年度



令和3年度 別海町既存住宅耐震診断等補助金交付のご案内

別海町では既存住宅の耐震性の向上を図り、大地震による倒壊被害を未然に防ぐため、耐震診断及び耐震改修等を行う方に対して、費用の一部を補助します。

～補助金の対象者及び建築物～

- 1、昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅、長屋、共同住宅、店舗併用住宅。
- 2、町内に住所を有し、対象住宅の所有者またはその2親等以内の親族で、当該住宅に居住する個人
- 3、町に納付すべき町税等を滞納していないこと。
- 4、補強設計、耐震改修工事、解体工事及び建替え工事を行う場合にあつては、耐震診断の結果、耐震性能を満たさないと判断されていること。

～補助金額について～

耐震診断

上限8万9千円

補強設計

上限10万円

耐震改修工事・解体工事及び建替え工事

工事に掛かる費用が……

100万円未満

→ 上限20万円

100万円以上200万円未満

→ 上限30万円

200万円以上300万円未満

→ 上限50万円

300万円以上

→ 上限70万円



たとえば…耐震診断をしたが、耐震性が無いと判断され補強設計を行い、300万以上の改修工事を行った場合。

耐震設計 補強設計 改修工事

8万9千円+10万円+70万円=88万9千円 となります。

～申し込み期限～

・耐震診断、補強設計
耐震改修工事、解体工事 → 令和3年 9月30日まで

お問い合わせ・申し込み

〒086-0205 野付郡別海町別海常盤町280

別海町役場 建設水道部 建築住宅課 建築担当

電話 (0153)-75-2111(内線3311、3312) ホームページ <https://betsukai.jp>